

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号イ</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第9の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>

分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、〇四〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三二、九六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、四〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三二、〇六〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八〇、〇〇〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三二、七六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 五八、〇四〇単位

(2) 介護保険給付対象者 二九、三五〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四四、〇七〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

三一、一一〇単位

(三) 区分四（区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二四、八一〇単位

(四) 区分三（区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一九、八二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一三、五六〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四〇、〇三〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

二八、二七〇単位

(三) 区分四（区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二二、五四〇単位

(四) 区分三（区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一八、〇二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一一、三一〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第12の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第16の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支

- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 二四、四九〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一七、八四〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一三、五六〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一三、九四〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 一〇、八〇〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六六〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- 援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 二二、二四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一六、二二〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一一、三一〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一一、六八〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 九、八二〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、三三〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

	a	区分六に該当する者	一五、〇〇〇単位
	b	区分五に該当する者	九、五四〇単位
	c	区分四に該当する者	七、四四〇単位
(三)		指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービスマスのイの共同生活介護サービスマス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、六六〇単位
(四)		介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービスマスのロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。)	
		次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	一六、七八〇単位
	b	区分五に該当する者	一一、〇七〇単位
	c	区分四に該当する者	九、〇〇〇単位
	d	区分三に該当する者	七、九一〇単位
(五)		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、六六〇単位
ニ		行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)	
		次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数	
(1)		(2)から(4)までに掲げる者以外のもの	次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
(一)		区分六に該当する者	二九、一七〇単位

	a	区分六に該当する者	一三、六三〇単位
	b	区分五に該当する者	八、六七〇単位
	c	区分四に該当する者	六、七七〇単位
(三)		指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービスマスのイの共同生活介護サービスマス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、三三〇単位
(四)		介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービスマスのロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。)	
		次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	一五、二四〇単位
	b	区分五に該当する者	一〇、〇六〇単位
	c	区分四に該当する者	八、一八〇単位
	d	区分三に該当する者	七、一九〇単位
(五)		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、三三〇単位
ニ		行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)	
		次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数	
(1)		(2)から(4)までに掲げる者以外のもの	次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
(一)		区分六に該当する者	二六、二二〇単位

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 七、四九〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一九、〇五〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一五、八一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一一、四五〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
九、五六〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
七、四九〇単位
- (六) 障害児
一五、九四〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
二、〇六〇単位
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定され

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 六、七五〇単位
- (3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。)を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一七、一一〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一四、二三〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一一、一七〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
八、六〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
六、七五〇単位
- (六) 障害児
一四、三一〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
一、八四〇単位
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定され

- る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一一、六三〇単位
 - b 区分五に該当する者 八、四四〇単位
 - c 区分四に該当する者 六、五九〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、六四〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二四、九四〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、一七〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、四〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者 七、九六〇単位
- (五) 区分二に該当する者 六、二九〇単位
- (六) 区分一に該当する者 五、五四〇単位
- (七) 障害児 一一、四八〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービスのイ及びハを算定される者（3）及び（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一) から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位

- る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一〇、四五〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、五九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、九〇〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、〇六〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 一、八四〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) 及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一九、四五〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一三、五〇〇単位
- (三) 区分四に該当する者 八、四四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 四、五〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、〇五〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、三七〇単位
- (七) 障害児 七、五九〇単位

- (二) 区分五に該当する者 一五、三五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、五九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。() 一九、四四〇単位
- (4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 九、七六〇単位
- (二) 区分五に該当する者 六、五一〇単位
- (三) 区分四に該当する者 四、六六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 三、六九〇単位
- (五) 区分二に該当する者 一、四〇〇単位
- へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位
- ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

- (2) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。() 一七、一二〇単位
- (3) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 八、六〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 五、七四〇単位
- (三) 区分四に該当する者 四、一〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者 三、二五〇単位
- (五) 区分二に該当する者 一、二四〇単位
- へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第17の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位
- ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一一、九二〇単位

(二) 区分五に該当する者 八、六六〇単位

(三) 区分四に該当する者 六、七七〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 三、〇八〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、五一〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、二六〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、三二〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位

(2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、四九〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、六三〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、九四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 二、七〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 九、二四〇単位

(二) 区分五に該当する者 六、三九〇単位

(三) 区分四に該当する者 四、七〇〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 七、三九〇単位

(2) 区分五に該当する者 四、五四〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、一、一五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの

一、二七〇単位

(2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

三、〇九〇単位

(3) 区分四に該当する者

二、八五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの

九、八九〇単位

(2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

二、七〇〇単位

三 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

イ 重度障害者等包括支援を受けた者

ロ 旧法施設支援を受けた者

四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額とする。

算式

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×当該月の障害福祉サービスの利用者（施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く。）の数に〇・一を乗じた数（その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。）÷当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

別表

別表

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる特別区	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる特甲地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる甲地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる丙地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる乙地	千分の千